

各種物品賃貸業，産業用機械器具賃貸業， 事務用機械器具賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日
経 済 産 業 省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
(※) この調査における「主たる業務」とは、「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)、(2)及び(3)において記載されている業務となりますので参照してください。

II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類881－各種物品賃貸業又は、同小分類882－産業用機械器具賃貸業若しくは、同小分類883－事務用機械器具賃貸業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「各種物品賃貸業」は、総合リース業(※1)又はその他の各種物品賃貸業(※2)を営む事業所が調査の対象となります。

※1：総合リース業

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、①産業用機械器具賃貸業（JSIC 小分類 882）、②事務用機械器具賃貸業（同 883）、③自動車賃貸業（同 884）、④スポーツ・娯楽用品賃貸業（同 885）、⑤その他の物品賃貸業（同 889）の JSIC 小分類 5 項目のうち、3 項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が 1 年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

※2：その他の各種物品賃貸業

物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業（JSIC 小分類 882）、②事務用機械器具賃貸業（同 883）、③自動車賃貸業（同 884）、④スポーツ・娯楽用品賃貸業（同 885）、⑤その他の物品賃貸業（同 889）の JSIC 小分類 5 項目のうち、3 項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいいます。

- (2) 「産業用機械器具賃貸業」は、各種産業用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等）若しくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行っている事業所が調査の対象となります。
- (3) 「事務用機械器具賃貸業」は、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所が調査の対象となります。

◆ただし、以下の業務を主業として行う事業所は、この調査の対象とはなりません。

- ① 自動車の賃貸業務のみを行っている事業所→「**自動車賃貸業調査**」の対象となります。
- ② スポーツ・娯楽用品の賃貸業務のみを行っている事業所→「**スポーツ・娯楽用品賃貸業調査**」の対象となります。
- ③ その他の物品（衣装、CD、ビデオ等）のみの賃貸業務を行っている事業所→「**その他の物品賃貸業調査**」の対象となります。
- ④ 土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合
- ⑤ 貸シーツ、貸おしぼり等リネンサプライ業（JSIC小分類 8213）

(参考) 日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

(1) 各種物品賃貸業(JSIC小分類番号:881)

① 総合リース業（JSIC細分類番号：8811）

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが他の小分類3項目（※）以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。

【例示】総合リース業

② その他の各種物品賃貸業（JSIC細分類番号：8819）

物品賃貸業のうち、他の小分類3項目（※）以上にわたる各種の物品を賃貸する性格を有するものであって、他に分類されない事業所をいう。

【例示】各種物品レンタル業

（※）「他の小分類3項目」とは、次の小分類をいいます。

「小分類882－産業用機械器具賃貸業」、「小分類883－事務用機械器具賃貸業」、「小分類884－自動車賃貸業」、「小分類885－スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「小分類889－その他の物品賃貸業」

(2) 産業用機械器具賃貸業(JSIC小分類番号:882)

① 産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）（JSIC細分類番号：8821）

主として各種産業の用に供する機械器具（建設機械器具を除く）を賃貸する事業所をいう。

【例示】農業機械器具賃貸業；通信機械器具賃貸業；電話交換機賃貸業；医療機械器具賃貸業；鉱山機械器具賃貸業；金属工作機械賃貸業；金属加工機械賃貸業；プラスチック成形加工機械賃貸業；電動機賃貸業；計測器賃貸業；自動販売機（コインオペレータ）賃貸業；冷蔵陳列棚賃貸業；荷役運搬機械設備賃貸業；コンテナ賃貸業；パレット賃貸業；ボウリング機械設備賃貸業

② 建設機械器具賃貸業（JSIC細分類番号：8822）

主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、掘さく機械、整地機械、ロードローラ、ランマ、アスファルト舗装機械、建設用クレーン、鋼矢板などである。

【例示】掘削機械器具賃貸業；建設用クレーン賃貸業；整地機械賃貸業；基礎工事用機械賃貸業；仮設資材賃貸業

(3) 事務用機械器具賃貸業(JSIC小分類番号:883)

① 事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）（JSIC細分類番号：8831）

主として事務用機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、タイプライタ、会計機械、複写機、タイムレコーダ、金銭登録機、電動計算機などである。

【例示】事務用機械器具賃貸業；電子式複写機賃貸業；会計機械賃貸業；金銭登録機賃貸業；ファイリングシステム用器具賃貸業

② 電子計算機・同関連機器賃貸業（JSIC細分類番号：8832）

主として電子計算機及び同関連機器を賃貸する事業所をいう。

【例示】電子計算機賃貸業；電子計算機関連機器賃貸業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに () 書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1402 1414 2029"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1402 659 1518">1 会社</td> <td data-bbox="659 1402 1414 1518">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1518 659 1872">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="659 1518 1414 1872">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1872 659 2029">3 個人経営</td> <td data-bbox="659 1872 1414 2029">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 533 1410 994"> <tr> <td data-bbox="459 533 660 645">1 単独事業所</td> <td data-bbox="660 533 1410 645">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 645 660 882">2 本 社</td> <td data-bbox="660 645 1410 882">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 882 660 994">3 支 社</td> <td data-bbox="660 882 1410 994">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p> <p>◎なお、「リース」に関する調査事項の4-Ⅲ(主たる業務のリース契約高及び契約件数)及びⅣ(主たる業務のリース物件別契約高割合)と調査事項の5(主たる業務のリース契約高の契約先産業別割合)については、売上高ではなく「契約高」に係る数字(金額又は割合)を記入してください。</p>								
4	年間売上高、契約高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p>						

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意
4	年間売上高、 契約高 (つづき)	<p>② 「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務（1～2頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分（7～9頁参照）に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「主たる業務」の「レンタル年間売上高(消費税額を含む.)」、「リース年間契約高(消費税額を含む.)」及び「リース年間契約件数」</p> <p>① 「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」及び「事務用機械器具賃貸業務」のうち、<u>売上高が最も多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、消費税額を含めて記入してください。なお、対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。</u></p> <p>② 上記①において「リース年間契約高」に記入がある場合は、「リース年間総契約件数」を記入してください。また、当該年間総契約件数の「内訳」について、矢印に従って、契約期間別の件数を別欄に記入してください。</p> <p>※「レンタル」と「リース」の区分については、下記を参照してください。</p> <p>注1：「レンタル」と「リース」の区分 ○レンタル：「リース」以外の賃貸契約のすべて。 ○リース：物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約。</p> <p>注2：支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p> <p>③ また、上記②の「リース年間総契約件数」のうち、「保守、管理及び操作の条件(義務)のある契約件数」については、リース契約にあたって、リース会社が賃貸物件の保守、管理及び操作義務を負う条項のあるものの件数を記入してください。</p> <p>(4)「Ⅳ 「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別割合」</p> <p>① <u>上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」のうちで、売上高が最も多い業務1つ(=主たる業務)について、本欄(「Ⅳ」欄)の(A)、(B)、(C)の各業務の表のうち、該当する業務の表のみに、当該業務の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別の割合を合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</u></p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																										
4	年間売上高、契約高(つづき)	<p>② 物件別割合は、下記の物件別区分の内容に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 338 528 371">物件名</th> <th data-bbox="528 338 1422 371">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 371 528 506">産業機械</td> <td data-bbox="528 371 1422 506">自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 506 528 618">工作機械</td> <td data-bbox="528 506 1422 618">旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 618 528 786">土木・建設機械</td> <td data-bbox="528 618 1422 786">掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 786 528 887">医療用機器</td> <td data-bbox="528 786 1422 887">診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 887 528 999">商業用機械・設備</td> <td data-bbox="528 887 1422 999">業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 999 528 1088">通信機器</td> <td data-bbox="528 999 1422 1088">有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1088 528 1234">サービス業用機械・設備</td> <td data-bbox="528 1088 1422 1234">業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1234 528 1346">その他の産業用機械・設備</td> <td data-bbox="528 1234 1422 1346">鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1346 528 1469">電子計算機・同関連機器</td> <td data-bbox="528 1346 1422 1469">電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1469 528 1671">事務用機器</td> <td data-bbox="528 1469 1422 1671">複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレツダ、事務用什器・備品など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1671 528 1760">自動車 (※自動車賃貸業務)</td> <td data-bbox="528 1671 1422 1760">乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1760 528 2078">その他 (※スポーツ・娯楽用品賃貸業務及び※その他の物品賃貸業務)</td> <td data-bbox="528 1760 1422 2078"> 上記以外の物件をいいます。 ※スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど ※その他の物品賃貸業務 理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環など </td> </tr> </tbody> </table>	物件名	内容例示	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器	電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など	事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレツダ、事務用什器・備品など	自動車 (※自動車賃貸業務)	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など	その他 (※スポーツ・娯楽用品賃貸業務及び※その他の物品賃貸業務)	上記以外の物件をいいます。 ※スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど ※その他の物品賃貸業務 理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環など
物件名	内容例示																											
産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など																											
工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)																											
土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など																											
医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など																											
商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など																											
通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど																											
サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など																											
その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器																											
電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など																											
事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレツダ、事務用什器・備品など																											
自動車 (※自動車賃貸業務)	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など																											
その他 (※スポーツ・娯楽用品賃貸業務及び※その他の物品賃貸業務)	上記以外の物件をいいます。 ※スポーツ・娯楽用品賃貸業務 スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど ※その他の物品賃貸業務 理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、映画・演劇用の物品、衣裳、音楽・映像等のCD、ビデオ等、美術品、布団、植木、花環など																											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
4	年間売上高、 契約高 (つづき)	注.「主たる業務」が産業用機械器具賃貸業務(B)又は事務用機械器具賃貸業務(C)の場合、自動車賃貸業務、スポーツ・娯楽用品賃貸業務及びその他の物品賃貸業務による年間売上高は「Ⅱ Iの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」の「その他業務」に記入してください。														
5	年間売上高 及び年間契約 高の契約先 産業別割合	<p>(1)「I「主たる業務」の4-Ⅲ欄の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の契約先産業別割合」</p> <p>本調査票の「4-Ⅲ」欄で記入した「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるようにそれぞれ整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">産業区分</th> <th style="text-align: center;">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報通信業</td> <td>通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運輸業</td> <td>鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売・小売業</td> <td>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等
産業区分	業 種 例 示															
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業															
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業															
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業															
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)															
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業															
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																				
5	年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td>飲食店、宿泊業</td> <td>食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td>サービス業 (同業者(下記の※参照)を除く)</td> <td>専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8～9頁の※参照)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td>公務</td> <td>国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td>同業者</td> <td>「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8～9頁の※参照)</td> </tr> <tr> <td>※その他</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の産業</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「その他」は、20年調査から「その他の産業」と「個人」に分割しました。</p> <p>(※) 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>① あなたの事業所が「各種物品賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「各種物品賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「各種物品賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。 	産業区分	業種例示	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者(下記の※参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8～9頁の※参照)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8～9頁の※参照)	※その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の産業</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	その他の産業	個人	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示																					
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																					
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																					
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																					
サービス業 (同業者(下記の※参照)を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業(同業者を除く調査対象業務(8～9頁の※参照)、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																					
公務	国家及び地方公務																					
同業者	「各種物品賃貸業」又は「産業用機械器具賃貸業」若しくは「事務用機械器具賃貸業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8～9頁の※参照)																					
※その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の産業</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	その他の産業	個人	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																	
その他の産業	個人																					
農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																					

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意				
5	年間売上高及び年間契約先の産業別割合(つづき)	<p>② あなたの事業所が「産業用機械器具賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「産業用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「産業用機械器具賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。 <p>③ あなたの事業所が「事務用機械器具賃貸業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「事務用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「事務用機械器具賃貸業」以外の調査対象業務を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。 <p>④ 契約先が「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」のいずれかの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>⑤ 「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」及び「事務用機械器具賃貸業」の各業務の定義は、本記入注意のⅡ.(1～2頁参照)に従ってください。</p>				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用について、下記区分に従って記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1420 1422 1805"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1420 651 1458">費用区分</th> <th data-bbox="651 1420 1422 1458">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1458 651 1805">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 1458 1422 1805"> <p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>
費用区分	費用例示					
給与支給総額	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>					

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																			
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「リース投資資産原価」は、20年調査からの新規調査項目です。</p> <p>※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割しました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 360 651 398">費用区分</th> <th data-bbox="651 360 1422 398">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 398 651 483">貸与資産原価</td> <td data-bbox="651 398 1422 483">○貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 483 651 645">※ リ ー ス 投 資 資 産 原 価</td> <td data-bbox="651 483 1422 645">○所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 645 651 775">資金原価</td> <td data-bbox="651 645 1422 775">○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 775 651 882">減価償却費</td> <td data-bbox="651 775 1422 882">○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 882 528 1442" rowspan="3">※ 賃 借 料</td> <td data-bbox="528 882 651 1048">土地・建物</td> <td data-bbox="651 882 1422 1048">○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1048 651 1321">情報通信機器</td> <td data-bbox="651 1048 1422 1321">○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1321 651 1442">その他</td> <td data-bbox="651 1321 1422 1442">○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1442 651 1724">その他の営業費用</td> <td data-bbox="651 1442 1422 1724">○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p>	費用区分	費用例示	貸与資産原価	○貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	※ リ ー ス 投 資 資 産 原 価	○所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。	資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。	※ 賃 借 料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分	費用例示																				
貸与資産原価	○貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。																				
※ リ ー ス 投 資 資 産 原 価	○所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。																				
資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。																				
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)を記入してください。																				
※ 賃 借 料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																			
	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。なお、卸売・小売業務の商品仕入額もここに含めてください。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																				

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「レンタル・リース物件」、「情報通信機器」、「その他」に分割しました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p> <p>※「リース投資資産取得額」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(つづき)</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="435 443 1422 1585"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">※ 機械・設備・装置 有形固定資産</td> <td>レンタル・リース物件</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 ※平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※ 無形固定資産</td> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 無形固定資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)「Ⅲ 事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額」</p> <p>「リース投資資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに投資した資産(新品、中古品、建物など、平成20年4月1日以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産を含む。)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間にリース投資資産の取得がなかった場合は、「0」を記入してください。</p>	資産区分		資産例示	※ 機械・設備・装置 有形固定資産	レンタル・リース物件	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 ※平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	※ 無形固定資産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	※ 無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分		資産例示																		
※ 機械・設備・装置 有形固定資産	レンタル・リース物件	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した費用 ※平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンス・リース」に係る物件の購入に要した費用は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。																		
	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																		
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																		
※ 無形固定資産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																		
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																		
※ 無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																		

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。<u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、②有給役員以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかにも別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="464 1200 1422 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1200 713 1238">雇用形態区分</th> <th data-bbox="713 1200 1422 1238">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1238 713 1675">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="713 1238 1422 1675"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1675 713 2007">② 有給役員</td> <td data-bbox="713 1675 1422 2007"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。 </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。	② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
雇用形態区分	内容例示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「 <u>3 個人経営</u> 」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。							
② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
7	従業者数(つづき) ※「就業時間換算雇用者数」は、20年調査からの新規調査項目です。	(つづき) <table border="1" data-bbox="467 360 1422 1559"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 715 398">雇用形態区分</th> <th data-bbox="715 360 1422 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 715 577">常用雇用者</td> <td data-bbox="715 398 1422 577"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 577 715 723">③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="715 577 1422 723">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 723 715 869">④パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="715 723 1422 869">○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 869 715 1025">※(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="715 869 1422 1025">○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1025 715 1160">⑤臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="715 1025 1422 1160">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1160 715 1249">総計(①から⑤の合計)</td> <td data-bbox="715 1160 1422 1249">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1249 715 1417">総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="715 1249 1422 1417">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1417 715 1559">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="715 1417 1422 1559">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="459 1592 879 1626">(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p data-bbox="488 1630 1449 1821">例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	雇用形態区分	内容例示	常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	※(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	⑤臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示																			
常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																			
※(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																			
⑤臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人																			
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																			

<<参考資料>>

当該調査項目「営業費用」と損益計算書との関係

損益計算書	特定サービス産業実態調査 における営業費用項目 (物品賃貸業関係の場合)
(自 平成××年×月×日 至平成××年×月×日)	
売上高	×××
売上原価 (「原価計算」により計上されている費用項目)	×××
以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目	
費やした自らの労力	
・人件費	「給与支給総額」
他から有償で仕入れたサービスやノウハウ	
・貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料	「貸与資産原価」
・所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)	「リース投資資産原価」
・貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額	「資金原価」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費	「その他の営業費用」
・著作権使用料	「その他の営業費用」
売上総利益	×××
販売費及び一般管理費(販管費)	×××
以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目	
販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
賃金	「給与支給総額」
手当	「給与支給総額」
賞与	「給与支給総額」
減価償却費(※)	「減価償却費」
不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
外注費	「その他の営業費用」
販売手数料	「その他の営業費用」
荷造費	「その他の営業費用」
運搬費	「その他の営業費用」
広告宣伝費	「その他の営業費用」
見本費	「その他の営業費用」
保管費	「その他の営業費用」
納入試験費	「その他の営業費用」
福利厚生費	「その他の営業費用」
販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
旅費	「その他の営業費用」
交通費	「その他の営業費用」
通信費	「その他の営業費用」
光熱費	「その他の営業費用」
消耗品費	「その他の営業費用」
租税公課	「その他の営業費用」
修繕費	「その他の営業費用」
保険料	「その他の営業費用」
営業利益	×××

※販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

